

無配当眼科医療保険（一時払い）普通保険約款 目次

1. 会社の責任開始期

第1条

2. 眼科医療保険金の支払い

第2条 眼科医療保険金の支払い

第3条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例

3. 眼科医療保険金を支払わない場合（免責事由）

第4条

4. 被保険者の死亡

第5条

5. 告知義務、告知義務違反による解除、取消しおよび無効

第6条 告知義務

第7条 告知義務違反による解除

第8条 告知義務違反による解除を行わない場合

第9条 詐欺による取消し

第10条 不法取得目的による無効

6. 重大事由による解除

第11条

7. 保険契約者・被保険者の住所等の変更

第12条

8. 契約内容の変更

第13条 眼科医療保険金等の受取人の変更

第14条 保険契約者の変更

9. 保険契約の解約・解約返戻金額

第15条 保険契約の解約

第16条 解約返戻金額

第17条 債権者等による解約の効力等

10. 社員配当金

第18条

11. 保険契約者の代表者

第19条

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第20条 年齢の計算

第21条 年齢および性別の誤りの処理

13. 請求手続き

第22条

14. 眼科医療保険金等の支払いの時期・場所等

第23条

15. 時効

第24条

16. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第25条

17. 特則

第26条 死亡時支払金受取人が指定されている場合の特則

第27条 被保険者代理人が指定されている場合の特則

別表 対象となる点眼液

無配当眼科医療保険（一時払い）普通保険約款

1. 会社の責任開始期

第1条

① 会社は、保険契約の申込みを承諾した場合には、次のいずれか遅い日の属する月の翌月1日から保険契約における責任を負います。

1. 保険料を受け取った日^[1]

2. 告知が行われた日

② 会社の責任開始の日を「契約日」とし、期間、年齢および保険料の計算は、この日を基準とします。

補 則 欄

第1条補則

[1] 保険料がクレジットカード決済等により払い込まれる場合は、会社が実際に保険料を受け取る前の会社所定の日を「保険料を受け取った日」とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

- ③ 保険契約の申込みに対する承諾の通知は、保険契約者に対する保険証券^{[2][3]}の発行により行います。
- ④ 保険契約者が法人の場合、会社が保険契約の申込みを承諾したときは、被保険者に対して、被保険者証^[2]を発行します。

2. 眼科医療保険金の支払い

第2条（眼科医療保険金の支払い）

- ① 次表に定めるところにより、眼科医療保険金を被保険者に支払います。

1. 支払理由	被保険者が、目の傷害または疾病の治療を目的として、保険期間中に次のイまたはロのいずれかに該当したときに支払います。 イ. 病院または診療所 ^[1] において、入院 ^[2] を開始したとき、または手術もしくは注射を受けたとき ^[3] ロ. 別表に定める点眼液の支給を受けたとき
2. 支払額	眼科医療保険金額を支払います。

- ② 眼科医療保険金を支払った場合には、被保険者が前項第1号に定める眼科医療保険金の支払理由に該当した時から保険契約は消滅します。

第3条（戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により眼科医療保険金の支払理由に該当した場合に、これらの理由により眼科医療保険金の支払理由に該当した被保険者の数の増加がこの保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、その程度に応じ、眼科医療保険金の金額を削減して支払いまたはその金額の全額を支払いません。

3. 眼科医療保険金を支払わない場合（免責事由）

第4条

被保険者が次のいずれかにより眼科医療保険金の支払理由に該当したときは、眼科医療保険金を支払いません。

1. 被保険者または保険契約者の故意または重大な過失
2. 被保険者の犯罪行為
3. 被保険者の薬物依存^[1]
4. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
5. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
6. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
7. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

補 則 欄

第1条補則

[2]電磁的方法による場合を含みます。以下同じ。

[3]保険証券および保険証券とともに交付する書面（電磁的方法による場合を含みます。）には、保険契約を締結した日（保険証券を発信した日をいいます。）を記載しません。

第2条補則

[1]「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所とします。以下同じ。

[2]「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下同じ。

[3]次の1. または2. の点数が眼科で算定されたときに限ります。

1. 公的医療保険制度（健康保険法等にもとづく医療保険制度をいいます。以下同じ。）における医科診療報酬点数表（入院を開始した時点または手術もしくは注射を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。）に定められている入院料等または手術料もしくは注射料
2. 公的医療保険制度における診断群分類点数表（入院を開始した時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診断群分類点数表をいいます。）に定められている点数

第4条補則

[1]平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 被保険者の死亡

第5条

- ① 被保険者が死亡したときは、保険契約は消滅します。
- ② 前項の場合、保険契約者^[1]は、ただちに会社所定の書類^[2]を提出して会社に通知してください。
- ③ 第1項の場合、解約返戻金と同額の死亡返還金を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意^[3]により被保険者が死亡したときは支払いません。

5. 告知義務、告知義務違反による解除、取消しおよび無効

第6条（告知義務）

保険契約の締結の際、会社が告知書^[1]で質問した眼科医療保険金の支払理由が発生する可能性に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者はその告知書により告知してください。

第7条（告知義務違反による解除）

- ① 前条により質問した事項の告知の際に、故意または重大な過失により事実が告知されなかったときまたは事実でないことが告知されたときは、会社は、保険契約を将来に向かって解除することができます。
- ② 眼科医療保険金の支払理由が生じた後でも、会社は、前項により保険契約を解除することができます。この場合には、眼科医療保険金の支払いを行いません。^[1] ただし、眼科医療保険金の支払理由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、眼科医療保険金の支払いを行います。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。^[2] ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。
- ④ 本条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第8条（告知義務違反による解除を行わない場合）

- ① 次のいずれかの場合には、会社は、前条による保険契約の解除を行いません。
 1. 保険契約の締結の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- ② 前項第2号および第3号は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でないことの告知をしたと認められる場合には、適用しません。

第9条（詐欺による取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払いもどしません。

第10条（不法取得目的による無効）

保険契約者が眼科医療保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払いもどしません。

第5条補則

- [1] 保険契約者と被保険者が同一の場合は保険契約者の死亡時の法定相続人とします。
- [2] 電磁的方法による場合を含みます。
- [3] 保険契約者と被保険者が同一の場合を除きます。

第6条補則

- [1] 電磁的方法による場合を含みます。以下同じ。

第7条補則

- [1] すでに眼科医療保険金を支払っていたときは、眼科医療保険金の返還を請求します。
- [2] 保険契約者が法人の場合、保険契約者に対する通知により保険契約を解除するときは、被保険者にその旨を通知します。

6. 重大事由による解除

第11条

① 会社は、次表のいずれかの事由（重大事由）がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

1. 詐取目的での事故招致	保険契約者または被保険者 ^[1] が、眼科医療保険金等 ^[2] を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致 ^[3] をしたとき
2. 請求時の詐欺行為	この保険契約の眼科医療保険金等 ^[4] の請求に関し、その眼科医療保険金等の受取人が詐欺行為 ^[3] をしたとき
3. 反社会的勢力	保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき イ. 反社会的勢力 ^[5] に該当すると認められること ロ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ハ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ニ. 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ホ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
4. 前号までと同等の事由	保険契約者または被保険者に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき ^[6]

② 眼科医療保険金等の支払理由が生じた後でも、会社は、前項により保険契約を解除することができます。この場合には、前項の重大事由の発生時以後に生じた支払理由による眼科医療保険金等の支払いを行いません。^[7]

③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知により行います。^[8] ただし、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

④ 本条により保険契約を解除したときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。

7. 保険契約者・被保険者の住所等の変更

第12条

① 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社に通知してください。^[1]

② 前項の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとしします。^[2]

8. 契約内容の変更

第13条（眼科医療保険金等の受取人の変更）

眼科医療保険金等^[1]の受取人を変更することはできません。



補 則 欄



第11条補則

[1] 死亡返還金については、被保険者を除きます。

[2] 眼科医療保険金または死亡返還金をいいます。また、死亡返還金については、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

[3] 未遂を含みます。

[4] 眼科医療保険金または死亡返還金をいいます。以下本条において同じ。

[5] 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。

[6] 例えば、他の保険契約がその保険契約の重大事由によって解除されること等により、第4号の事由に該当することがあります。

[7] すでに眼科医療保険金等を支払っていたときは眼科医療保険金等の返還を請求します。

[8] 保険契約者が法人の場合、保険契約者に対する通知により保険契約を解除するときは、被保険者にその旨を通知します。

第12条補則

[1] 保険契約者が法人の場合、被保険者が住所または通信先を変更したときも、すみやかに、会社に通知してください。

[2] 保険契約者が法人の場合で、被保険者の住所または通信先の変更の通知がなく、被保険者の住所または通信先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の被保険者の住所または通信先に発した通知は、被保険者に着いたものとしします。

第13条補則

[1] 眼科医療保険金または死亡返還金をいいます。

第14条（保険契約者の変更）

保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

9. 保険契約の解約・解約返戻金額

第15条（保険契約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第16条（解約返戻金額）

解約返戻金は、保険契約の経過月数により計算します。

第17条（債権者等による解約の効力等）

- ① 債権者等^[1]による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到着した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
- ② 前項にかかわらず、眼科医療保険金等^[2]の受取人^[3]が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力が生じるまでの間に、一定の金額^[4]を債権者等に支払い、かつその旨を会社に通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、第1項の解約の効力が生じまたは前項により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に保険契約が消滅した場合は、会社は、眼科医療保険金等の支払金の限度で一定の金額^[4]を債権者等に支払い、残額があるときはその残額を眼科医療保険金等の支払金の受取人に支払います。

10. 社員配当金

第18条

この保険契約については社員配当金はありません。

11. 保険契約者の代表者

第19条

- ① 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を有します。
- ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

12. 年齢の計算・年齢および性別の誤りの処理

第20条（年齢の計算）

被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。



第17条補則

[1] 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。以下同じ。

[2] 眼科医療保険金または死亡返還金をいいます。

[3] 保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。

1. 保険契約者の親族
2. 被保険者の親族
3. 被保険者

[4] 第1項の解約の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額をいいます。

第21条（年齢および性別の誤りの処理）

- ① 保険契約申込書^[1]に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、実際の年齢にもとづいて保険料または契約日を変更し、過去の保険料の差額を精算します。ただし、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の取扱範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払いもどします。
- ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別にもとづいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

13. 請求手続き

第22条

この約款にもとづく次の取扱いは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[1]を会社に提出して請求してください。^[2]

1. 眼科医療保険金等の支払金の支払い
2. 契約内容の変更等

14. 眼科医療保険金等の支払いの時期・場所等

第23条

- ① 眼科医療保険金等の支払金は、請求日^[1]の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定する支社で支払います。
- ② 会社は、眼科医療保険金等^[2]の支払いのために確認が必要な次表の場合において、保険契約の締結から請求までの間に会社に提出された書類等だけでは次表の事項の確認ができないときは、それぞれその事項の確認を行います。^[3]この場合には、前項にかかわらず、眼科医療保険金等^[2]の支払期限は請求日の翌日から起算して45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認が必要な事項
1. 眼科医療保険金等 ^[2] の支払理由発生の有無の確認が必要な場合	この約款に定める眼科医療保険金等 ^[2] の支払理由に該当する事実の有無
2. 眼科医療保険金等 ^[2] の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	眼科医療保険金等 ^[2] の支払理由が発生するに至った原因
3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合	告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
4. この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号もしくは前号の事項、第11条（重大事由による解除）第1項第3号イからホまでに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の保険契約の締結の目的もしくは眼科医療保険金等 ^[2] の請求の意図に関する保険契約の締結から請求までにおける事実

- ③ 前項の確認をするため、次表の特別な照会手続きや調査が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、眼科医療保険金等^[2]の支払期限は、請求日の翌日から起算してそれぞれ次表に定める日数（第1号から第4号までのうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

特別な照会手続き・調査	照会手続き・調査の対象となる事項	支払期限
1. 弁護士法その他の法令にもとづく照会手続き	前項各号に定める事項	180日



補 則 欄



第21条補則

[1] 電磁的方法による場合を含みます。以下同じ。

第22条補則

[1] 請求権者であることを証する書類、眼科医療保険金等の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

[2] 書類の提出に代えて、書類の提出以外の会社の定める方法により請求することができます。

第23条補則

[1] 前条の書類（必要事項が完備されていることを要します。）が会社に着いた日をいい、前条の請求手続きが、書類の提出に代えて、書類の提出以外の会社の定める方法により行われた場合は、請求（必要事項が完備されていることを要します。）を会社が受け付けた日をいいます。以下同じ。

[2] 眼科医療保険金または死亡返還金をいいます。

[3] 会社の指定する医師による診断を求めることを含みます。

2. 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
3. 保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会手続き	前項第1号、第2号または第4号に定める事項	180日
4. 日本国外における調査	前項各号に定める事項	180日

- ④ 眼科医療保険金等^[2]の支払期限を第2項または前項の日とする場合には、会社は、確認が必要な事項の内容および支払期限を眼科医療保険金等^[2]の請求者に通知します。
- ⑤ 第3項の支払期限を過ぎてもなお、第三者機関からの回答の遅延その他の会社の責任によらない理由により第3項の事項の確認が終わらない場合には、会社は、その確認が終わらなかった理由および確認が必要な事項の内容を眼科医療保険金等^[2]の請求者に通知した上で、確認を継続します。
- ⑥ 第1項から第3項までにより定まる支払期限の後に眼科医療保険金等の支払金を支払うこととなるときは、会社は、支払期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を眼科医療保険金等の支払金とあわせて支払います。
- ⑦ 前項にかかわらず、第2項または第3項の確認に際し、保険契約者または被保険者が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[4]は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。

15. 時効

第24条

眼科医療保険金等の支払いを請求する権利は、行使することができる時から3年間これを行使しなかったときは、時効により消滅します。

16. 法令等の改正に伴う契約内容の変更

第25条

- ① 眼科医療保険金の支払理由にかかわる公的医療保険制度の変更または医薬品医療機器等法^[1]等の改正による医薬品製造販売承認制度の変更が将来行われたときは、会社は、主務官庁の認可を得て、眼科医療保険金の支払理由の変更を行うことがあります。
- ② 前項により眼科医療保険金の支払理由を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。^[2]

17. 特則

第26条（死亡時支払金受取人が指定されている場合の特則）

保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ死亡時支払金受取人を指定している場合は、次に定めるところによります。

1. 第2条（眼科医療保険金の支払い）にかかわらず、保険契約者および死亡時支払金受取人が同一法人の場合には、眼科医療保険金をその法人に支払います。
2. 第5条（被保険者の死亡）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第2項にかかわらず、被保険者の死亡の通知は、死亡時支払金受取人が行ってください。
 - ロ. 第3項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
- ③ 第1項の場合、次に定めるところによります。
 1. 解約返戻金と同額の死亡返還金を死亡時支払金受取人に支払います。
 2. 前号にかかわらず、被保険者が次のいずれかにより死亡したときは、死亡返還金を支払いません。
 - イ. 保険契約者の故意^[3]
 - ロ. 死亡時支払金受取人の故意（前イに該当する場合を除きます。）
 3. 死亡返還金を支払わないときは、死亡返還金相当額を保険契約者に支払います。ただし、前号イによると

補 則 欄

第23条補則

[4] 会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。

第25条補則

[1] 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」をいいます。以下同じ。

[2] 保険契約者が法人の場合、眼科医療保険金の支払理由を変更するときは、被保険者にもその旨を通知します。

きは支払いません。

3. 第7条（告知義務違反による解除）の適用に際しては、「被保険者に通知します。」を「被保険者または死亡時支払金受取人に通知します。」と読み替えます。
4. 第11条（重大事由による解除）の適用に際しては、次に定めるところによります。
 - イ. 第1項の適用に際しては、「保険契約者または被保険者^[1]が」を「保険契約者、被保険者^[1]または死亡時支払金受取人が」と、「保険契約者または被保険者が」を「保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人が」と、「保険契約者が」を「保険契約者または死亡時支払金受取人が」と、「保険契約者または被保険者に対する」を「保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人に対する」と読み替えます。
 - ロ. 第3項の適用に際しては、「被保険者に通知します。」を「被保険者または死亡時支払金受取人に通知します。」と読み替えます。
5. 第23条（眼科医療保険金等の支払いの時期・場所等）の適用に際しては、「保険契約者もしくは被保険者」を「保険契約者、被保険者もしくは死亡時支払金受取人」と、「保険契約者または被保険者」を「保険契約者、被保険者または死亡時支払金受取人」と読み替えます。
6. 保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、会社に対する通知または法律上有効な遺言により、死亡時支払金受取人を変更することができます。この場合、次に定めるところによります。
 - イ. 死亡時支払金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - ロ. 通知により死亡時支払金受取人を変更する場合は、その通知が会社に到着する前に変更前の死亡時支払金受取人に死亡返還金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡時支払金受取人から死亡返還金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - ハ. 遺言により死亡時支払金受取人を変更する場合は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の法定相続人^[1]が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
7. 死亡時支払金受取人が死亡した場合は、死亡時支払金受取人の指定はなくなります。

第27条（被保険者代理人が指定されている場合の特則）

保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ被保険者代理人^[1]を指定している場合または被保険者があらかじめ被保険者代理人を指定している場合は、次に定めるところによります。

1. 次のいずれかの事情があるために眼科医療保険金の受取人が眼科医療保険金を請求できないときは、被保険者代理人が、眼科医療保険金の受取人の代理人として眼科医療保険金を請求することができます。
 - イ. 傷害または疾病により、眼科医療保険金を請求する意思表示ができないこと
 - ロ. その他前イに準じた会社が認める状態であること
2. 被保険者代理人が前号の請求を行う場合、被保険者代理人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。
 - イ. 次の範囲内の者
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹^[2]
 - (4) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ロ. 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、眼科医療保険金の受取人のために眼科医療保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認める者に限ります。
 - (1) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている前イ(4)に掲げる以外の者
 - (2) 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者
 - (3) その他前(1)および(2)に掲げる者と同等の特別な事情がある者
3. 被保険者が死亡した後も、被保険者代理人は、被保険者の法定相続人である場合に限り、引き続き眼科医療保険金の受取人の代理人として眼科医療保険金を請求することができます。
4. 第1号から前号までにより、被保険者代理人が眼科医療保険金を請求するときは、会社所定の請求書およびその請求手続きに必要な書類^[3]を会社に提出してください。^[4]



第26条補則

[1] 遺言執行者を含みます。

第27条補則

[1] 被保険者代理人は1人とします。以下同じ。

[2] 兄弟姉妹がいないときは甥姪^{おめい}とします。

[3] 請求権者であることを証する書類、眼科医療保険金の支払理由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、会社が提出を求めるものとします。

[4] 書類の提出に代えて、書類の提出以外の会社の定める方法により請求することができます。

5. 第1号から前号までにより、眼科医療保険金が被保険者代理人に支払われた場合には、その支払い後にその眼科医療保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 第1号または第3号にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、被保険者代理人としての取扱いを受けることができません。
 - イ. 故意に眼科医療保険金の支払理由を生じさせた者
 - ロ. 故意に眼科医療保険金の受取人を第1号イまたはロに定める状態に該当させた者
 - ハ. 故意に被保険者を死亡させた者
7. 第4号の請求に際して、前号の事由に該当する可能性がある場合は、第23条（眼科医療保険金等の支払いの時期・場所等）に定める眼科医療保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合の取扱いに準じて取り扱います。
8. 前号または第23条（眼科医療保険金等の支払いの時期・場所等）に定める事項の確認に際し、被保険者代理人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。
9. この保険契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、この保険契約に定める通知先のほか、被保険者代理人に通知することがあります。
10. 保険契約者が被保険者の同意を得て被保険者代理人を指定している場合は、次に定めるところによります。
 - イ. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、被保険者代理人を変更することができます。
 - ロ. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、被保険者代理人の指定を撤回することができます。
11. 被保険者が被保険者代理人を指定している場合は、次に定めるところによります。
 - イ. 被保険者は、会社の承諾を得て、被保険者代理人を変更することができます。
 - ロ. 被保険者は、会社に対する通知により、被保険者代理人の指定を撤回することができます。
12. 保険契約者および死亡時支払金受取人がいずれも同一法人に変更される場合は、被保険者代理人の指定は撤回されるものとします。
13. 被保険者代理人が死亡した場合は、被保険者代理人の指定はなくなります。

別表 対象となる点眼液

対象となる点眼液は、点眼液の支給を受けた時点において、次の条件をすべて満たす点眼液とします。

1. 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品のうち、S01E（抗緑内障製剤と縮瞳薬）に分類されていること
2. 医薬品医療機器等法にもとづく製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けていること
3. 房水の排出の促進または産生の抑制を通じて、眼圧を下げることを目的として使用されること



第27条補則

[5] 会社の指定する医師による必要な診断を得ることに応じなかったときを含みます。